

避難勧告等の判断・伝達 マニュアル

（水害編）

岩見沢市
（平成28年3月）

目 次

1	マニュアル（水害編）の作成にあたって	1
2	避難勧告等の種類と避難行動	
2-1	避難勧告等の種類と発令の3段階	2
2-2	避難行動の考え方	2
3	避難勧告等の発令の判断基準	
3-1	避難勧告等の発令の判断基準	3
3-2	河川別における観測所の設定水位	3
4	避難勧告等の発令により避難すべき地域	
4-1	河川別における避難すべき地域	5
	（1）石狩川	
	（2）幾春別川	
	（3）夕張川	
	（4）旧美唄川	
	（5）幌向川	
	（6）利根別川	
	（7）東利根別川	
	（8）上記以外の河川	
	① 南利根別川	
	② ダルミ川	
	③ 清真布川	
	④ 加茂川	
	⑤ 最上川	
5	避難勧告等の伝達	
5-1	避難勧告等の伝達手段と伝達先	9
5-2	避難勧告等の伝達内容	10
【資料1】	防災気象情報（水害関係）	12

1 マニュアル（水害編）の作成にあたって

- 近年、全国各地では記録的な大雨による災害が発生し、大きな被害をもたらしている。また、岩見沢市においても、平成 26 年 9 月に「大雨特別警報」が発表され、防災対策の充実や市民の防災意識の向上が必要となっている。
- これら国内で発生した洪水や土砂災害の教訓などから、避難行動における課題として、次のような点が挙げられている。
 - ・避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を適切なタイミングで、避難が必要な地域に発令できていない。
 - ・避難勧告等について、市民への迅速・確実な伝達が難しい。
 - ・避難勧告等が伝わっても、市民は実際に避難しない。
- こうした背景から、国では、市町村が避難勧告等の発令の判断基準や伝達方法などを明確にする指針として、平成 26 年 4 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改正した。
- 自然災害に対しては、住民一人ひとりが自らの判断で避難行動を起こすことが重要であるとともに、市は住民が避難行動をとるために判断できる知識と情報を提供することが必要である。
- 本マニュアル（水害編）は、住民の迅速かつ円滑な避難行動を実現し、災害による人的被害の軽減を図るため、避難勧告等の発令の判断基準や避難すべき地域などを明確にすることを目的として策定したものである。

なお、今後において、基準の改正や対応の変更等があった場合には、適宜、見直しを行うものとする。

※ 平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法では、これまでの「立ち退き避難（自宅等のその場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に移動すること）」とともに、屋外に移動することが危険な場合には、建物の安全な場所に待避したり、屋内の 2 階以上の高い場所に移動する「屋内における安全確保」も避難勧告等が促す避難行動として示された。

→ P2 [避難行動の考え方]

2 避難勧告等の種類と避難行動

2-1 避難勧告等の種類と発令の3段階

対象とする避難勧告等については次のものがあり、それぞれの情報に応じた行動が必要です。

種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	○避難行動要支援者など避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ●気象情報や今後の避難情報に注意を払い、いつでも避難できる準備をする。 (家族等との連絡、非常持出し品の用意など) ●避難行動要支援者など避難行動に時間を要する方は、避難行動を開始する。 (地域支援者は支援行動を開始)
避難勧告	○通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●避難行動（立ち退き避難）を開始する。
避難指示 (緊急)	○堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none"> ●直ちに避難行動（立ち退き避難）に移る。 (避難中の方は、避難行動を完了する) ※ただし、そのいとまがない場合、あるいは屋外への避難によりかえって危険が及ぶ場合は、屋内に留まって安全を確保する。

2-2 避難行動の考え方

住民は自宅周辺の特性を認識し、日頃から気象情報等に注意を払うとともに、災害が発生する危険性が高まった場合、あるいは危険を感じた場合には、自らの判断で早期に安全な場所に避難することが重要である。

(1) 立ち退き避難（水平避難）

自宅等のその場を立ち退いて、指定された避難所や安全が確保できる場所に避難する。

(2) 屋内安全確保（待避・垂直避難）

避難が遅れ、すでに浸水が始まっていたり、夜間で暗いなど、屋外への避難により、かえって危険が伴う場合は、自宅や隣接建物の2階以上に一時避難する。

行動の視点	避難行動	具体的な行動例
緊急的な行動	立ち退き避難（一時的）	その場を立ち退いて、安全を確保できる近隣の場所に移動する。
	屋内安全確保	自宅等の安全な場所に待避したり、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する。
仮の生活を送る行動	立ち退き避難（長期的）	自宅と異なる避難先等で一定期間、仮の避難生活を送る。

※屋内安全確保は、緊急時・切迫時に行うべき避難行動であることに留意。

3 避難勧告等の発令の判断基準

3-1 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等は、洪水予報河川や水位周知河川における水位の基準を参考に、直近・今後の気象情報、水位予測、河川巡視等を含め、総合的に判断して発令する。

〔 洪水予報河川 …… 国や道により管理されており、水位や流量の予報が行われる河川
 水位周知河川 …… 国や道により管理されており、現状の水位や流量の情報が提供される河川 〕

(1) 洪水予報河川及び水位周知河川（基準となる水位が観測されている河川）

■ 7河川～石狩川・幾春別川・夕張川・旧美唄川・幌向川・利根別川・東利根別川

種類	措置	判断基準（次のいずれかに該当した場合に発令する）
避難準備・高齢者等避難開始	立ち退き避難の準備の勧告 (避難行動要支援者は避難を開始)	①対象河川の水位観測所の水位が 避難判断水位 に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②河川施設の異常（漏水等、破堤につながるおそれの被災等）を確認した場合
避難勧告	立ち退き避難の勧告	①対象河川の水位観測所の水位が はん濫危険水位 に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②河川施設の大規模な異常（堤体本体の亀裂、大規模な漏水）を確認した場合
避難指示(緊急)	立ち退き避難の指示	①対象河川の水位観測所の水位が堤防天端高又は背後地盤高に到達する可能性が高い場合 ②破堤、越水が起これり、河川水によるはん濫を確認した場合

3-2 河川別における観測所の設定水位

河川名 (水位観測所)	石狩川 (月形)	幾春別川 (西川向)	夕張川 (清幌橋)	幌向川 (岩栗橋)	利根別川 (大和橋)	旧美唄川 (大豊橋)	東利根別川 (総合公園)
はん濫危険水位	15.60 m	14.20 m	13.10 m	12.99 m	12.07 m	12.00 m	19.28 m
避難判断水位	15.30 m	13.30 m	12.70 m	12.75 m	11.59 m	11.40 m	18.97 m
はん濫注意水位	12.30 m	10.60 m	12.60 m	11.97 m	10.53 m	10.40 m	18.72 m
水防団待機水位	10.40 m	10.00 m	11.60 m	9.67 m	9.16 m	9.30 m	18.22 m

はん濫危険水位……基準地点の受け持ち区間において、はん濫のおそれが生じる水位

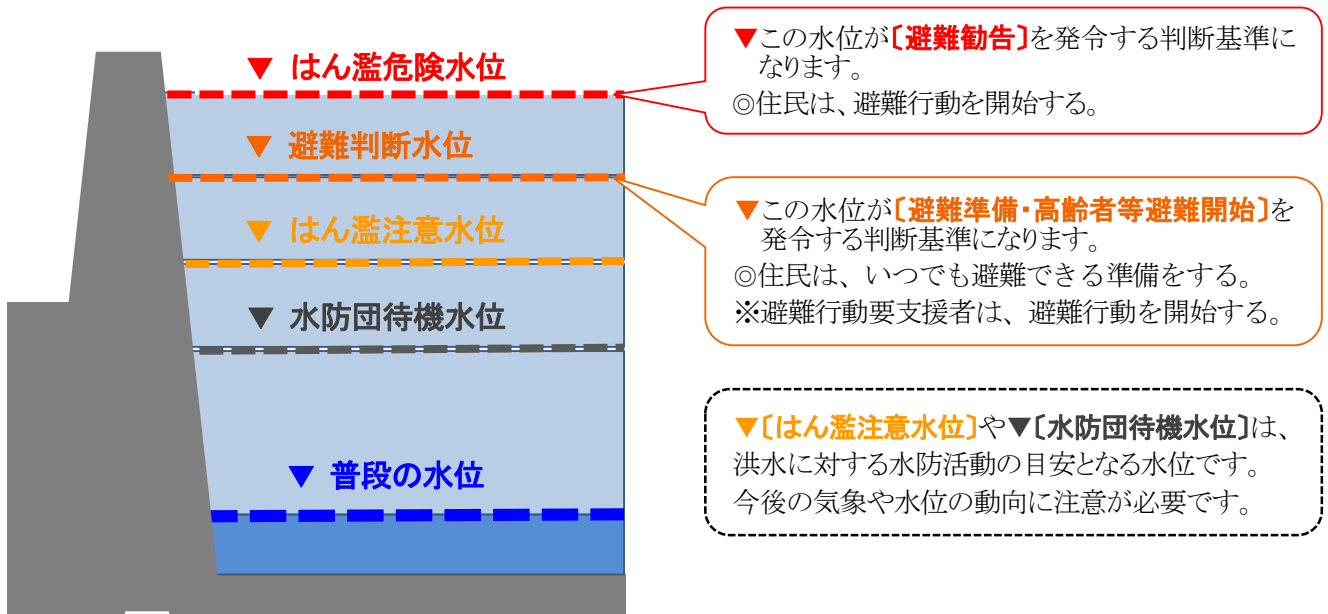
避難判断水位……避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位

はん濫注意水位……出水時に災害が起こるおそれがある水位

(河川のはん濫の発生に注意を求めるレベルに相当する)

水防団待機水位……水防団等を待機させるための指標となるもので、国土交通省又は知事が定めた水位

< 河川水位・避難情報・避難行動の関係図 >



(2) 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

■ 5河川～南利根別川・ダルミ川・清真布川・加茂川・最上川

直近・今後の気象情報、降雨状況・雨量予測、河川巡視や地域からの情報提供により、はん濫の可能性があると判断されるときに避難勧告等を発令するものとする。

※小河川は、大雨時には河川水位の変動が大きく、避難判断水位等を設けることは困難であり、避難勧告等の発令よりも先に浸水することも想定されるため、住民は状況に応じて自宅以外の安全な場所に避難したり、屋内の2階以上の高い場所に避難するなど、日頃から災害時における避難行動のあり方を認識しておく必要がある。

注：このマニュアルにおいて、内水はん濫は対象としない。

(内水はん濫とは、河川のはん濫ではなく、大雨等で側溝・下水道や排水路の処理能力を超えることにより起きるはん濫のことをいいます。)

4 避難勧告等の発令により避難すべき地域

4-1 河川別における避難すべき地域

(1)～(7)の河川の避難対象地域は、洪水ハザードマップの浸水想定区域に基づき記載している。
 浸水の状況によっては、他の避難所を指示する場合がある。
 緊急時・切迫時には、安全に避難できる避難所へ行っても構わない。

(1) 石狩川

水位 観測所	河川水位		避難対象地域	避難所
	避難判断 水位	はん濫危険 水位		
月形	15.30m 〔避難準備・高齢者 等避難開始 の判断基準〕	15.60m 〔避難勧告 の判断基準〕	北村豊正	豊正地区自治会館
			北村豊里 北村栄町	北村中学校
			北村北都 北村中央	北村小学校
			北村赤川	北村トレーニングセンター
			北村美唄達布	美唄達布地区自治会館
			北村幌達布	幌達布地区自治会館
			北村砂浜	砂浜地区自治会館
			北村大願 北村中小屋	東地区自治会館
			西川町	第一小学校
			上幌向北条丁目 上幌向南条丁目 上幌向町 御茶の水町	上幌向中学校
			幌向北条丁目 幌向町	豊中学校
			幌向南条丁目 中幌向町	幌向小学校

(2) 幾春別川

水位観測所	河川水位		避難対象地域	避難所
	避難判断水位	はん濫危険水位		
西川向	13.30m 〔避難準備・高齢者等避難開始の判断基準〕	14.20m 〔避難勧告の判断基準〕	緑町丁目 西川町	第一小学校
			北1条・北2条の西13丁目～西20丁目 北3条西13丁目～西20丁目 北4条西10丁目～西20丁目 北5条西8丁目～西20丁目 北6条西16丁目～西20丁目 若松町	総合体育館
			上幌向北条丁目 上幌向町 御茶の水町	上幌向中学校
			幌向北条丁目 幌向町	豊中学校
			北村砂浜	砂浜地区自治会館
			北村幌達布	幌達布地区自治会館
			北村美唄達布	美唄達布地区自治会館

(3) 夕張川

水位観測所	河川水位		避難対象地域	避難所
	避難判断水位	はん濫危険水位		
清幌橋	12.70m 〔避難準備・高齢者等避難開始の判断基準〕	13.10m 〔避難勧告の判断基準〕	栗沢町越前	西地区集会所
			栗沢町岐阜 栗沢町小西	岐阜地区集会所
			栗沢町自協	必成地区集会所

(4) 旧美唄川

水位観測所	河川水位		避難対象地域	避難所
	避難判断水位	はん濫危険水位		
大豊橋	11.40m 〔避難準備・高齢者等避難開始の判断基準〕	12.00m 〔避難勧告の判断基準〕	北村豊正	豊正地区自治会館
			北村豊里 北村栄町	北村中学校
			北村北都 北村中央	北村小学校
			北村赤川	北村トレーニングセンター
			北村美唄達布	美唄達布地区自治会館
			北村幌達布	幌達布地区自治会館
			北村大願 北村中小屋	東地区自治会館
			西川町	第一小学校

(5) 幌向川

水位 観測所	河川水位		避難対象地域	避難所
	避難判断 水位	はん濫危険 水位		
岩栗橋	12.75m 〔避難準備・高齢者 等避難開始 の判断基準〕	12.99m 〔避難勧告 の判断基準〕	幌向南条丁目 中幌向町	幌向小学校
			双葉町	上幌向中学校
			金子町 下志文町 ふじ町条丁目 志文本町条丁目 志文町	志文小学校
			上志文町	メープル小学校
			朝日町	朝日コミュニティ交流センター
			毛陽町	毛陽コミュニティ交流センター
			清水町 奈良町 栗沢町美流渡末広町 栗沢町美流渡錦町	美流渡コミュニティセンター
			栗沢町耕成	由良地区集会所
			栗沢町栗部 栗沢町砺波	東豊地区集会所
			栗沢町北斗 栗沢町越前	西地区集会所
			栗沢町上幌	上幌地区集会所
			栗沢町宮村	宮村地区集会所

(6) 利根別川

水位 観測所	河川水位		避難対象地域	避難所
	避難判断 水位	はん濫危険 水位		
大和橋	11.59m 〔避難準備・高齢者 等避難開始 の判断基準〕	12.07m 〔避難勧告 の判断基準〕	美園1～4条の8丁目 南町1条～6条の1・2丁目 南町	美園小学校
			大和条丁目 大和町 8条西19丁目～西23丁目 9条西15丁目～西22丁目 10条西18丁目～西23丁目	駒沢幼稚園
			金子町	志文小学校
			双葉町 上幌向町 上幌向南条丁目 上幌向北1条の4・5丁目 御茶の水町	上幌向中学校
			中幌向町 幌向南条丁目	幌向小学校
			東町1条6丁目～8丁目	東小学校

(7) 東利根別川

水位 観測所	河川水位		避難対象地域	避難所
	避難判断 水位	はん濫危険 水位		
総合公園	18.97m 〔避難準備・高齢者 等避難開始 の判断基準〕	19.28m 〔避難勧告 の判断基準〕	東山4丁目	岩見沢東高等学校

(8) 上記以外の河川

上記(1)～(7)以外の河川の避難対象地域は、下記のとおり。

避難対象地域は、中小河川洪水ハザードマップの浸水想定区域に基づき記載している。

※下記①～⑤の5河川は、直近・今後の気象情報、降雨状況・雨量予測、河川巡視や地域からの情報提供により、はん濫の可能性があると判断されるとき、避難対象地域に避難勧告等を発令します。

河川名	避難対象地域	避難所
① 南利根別川	美園1条～7条の8丁目	美園小学校
	南町2条～6条の1・2丁目、南町	光陵中学校
	緑が丘3丁目	光陵中学校
② ダルミ川	御茶の水町	上幌向中学校
	幌向北1条・北2条の1丁目～3丁目	豊中学校
	幌向町	豊中学校
	幌向南1条・南2条の1丁目・2丁目	幌向小学校
③ 清真布川	中幌向町	砂浜地区自治会館
	北村砂浜	砂浜地区自治会館
	栗沢町北斗	西地区集会所
	栗沢町越前	西地区集会所
④ 加茂川	栗沢町砺波	東豊地区集会所
	栗沢町栗部	東豊地区集会所
	栗沢町必成	必成地区集会所
	栗沢町自協	必成地区集会所
	栗沢町南幸穂	栗沢文化センター
	栗沢町南本町	栗沢文化センター
	栗沢町小西	岐阜地区集会所
	栗沢町加茂川	栗沢B&G海洋センター
⑤ 最上川	栗沢町砺波	東豊地区集会所
	栗沢町必成	必成地区集会所
	栗沢町北幸穂	栗沢市民センター
	栗沢町北本町	栗沢市民センター
	栗沢町最上	最上北栄地区集会所

5 避難勧告等の伝達

5-1 避難勧告等の伝達手段と伝達先

住民が適切な避難行動を取ることができるよう、市は多様な伝達手段を活用し、避難勧告等を伝えるものとする。

伝達手段	担当部署	伝達先
① 広報車及び消防車両	総務部	住民
② 緊急告知FMラジオ	総務部	住民（受信ラジオ端末所持者）
③ 防災行政無線（同報系）	北村支所・栗沢支所	住民（北村及び栗沢地域）
④ 報道機関（新聞社・テレビ・ラジオ）	総務部	住民
⑤ 防災FAX	総務部	町会連合会地区連絡協議会
⑥ 防災メールサービス	総務部	住民（登録者）
⑦ 緊急速報メール（エリアメール）	総務部	住民（受信携帯所持者）
⑧ ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）	総務部	住民（インターネット利用者）
⑨ 電話、FAX	総務部	警察、自衛隊、報道機関
	総務部・土木建築部	公共交通機関
	救助部	民生委員、社会福祉協議会のほか、必要と思われる施設
	文教対策部	小中学校、幼稚園・保育所、社会教育施設
	農林対策部	農協など関係機関
	土木建築部	各道路・河川管理者



5-2 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等において、伝達すべき事項は次のとおりである。

発令者	こちらは、岩見沢市災害対策本部です。	
発令日時	本日、〇〇時△△分に	
避難情報の種類	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）のいずれか	
対象地域	□□地域の〇〇地区に	
避難場所	◇◇小学校 近くの安全な場所など	
避難の時期・時間	直ちに避難してください。 避難中の方は、急いで避難を完了してください。 避難に助けが必要な方は、支援者などと連絡を取り合い、早目に避難してください。	
避難すべき理由	〇〇川がはん濫するおそれがあります。	
住民のとりべき行動や注意事項	テレビやラジオで気象や災害などの情報を確認しておきましょう。 雨の降り方には十分注意し、危険を感じたら、早目に避難してください。 近所にも一声かけて避難してください。 避難所に移動する時間がない場合は、自宅の2階など高い場所に避難してください。	
その他	通行できない道路	国道の〇〇から△△の間は通行止めです。
	危険の度合い	〇〇地区では道路が冠水するおそれがあります。 〇〇地区では浸水が始まっています。

<避難情報を出すときの注意事項>

- ・避難勧告等に至った理由（状況）を簡潔に伝達する。
- ・避難所は、具体的に伝達する。
- ・避難に支障となることがある場合（道路冠水、通行止め）は、その状況も合わせて伝達する。

- 避難勧告等の伝達文（例）は、次のとおりである。

【 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文 】

こちらは、岩見沢市災害対策本部です。

- ○○川の水位が上昇し、今後、はん濫するおそれがあります。
このため、○○時△△分に、□□地域の○○地区に、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
□□地域の対象地区の方は、いつでも避難できる準備をお願いします。
- 避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合い、早目に避難してください。
- テレビやラジオで気象や災害などの情報を確認しましょう。
雨の降り方には十分注意し、危険を感じたら、早目に避難してください。

【 避難勧告の伝達文 】

こちらは、岩見沢市災害対策本部です。

- ○○川の水位がさらに上昇し、今後、はん濫する危険性が高まっています。
このため、○○時△△分に、□□地域の○○地区に、避難勧告を発令しました。
□□地域の対象地区の方は、避難所の◇◇◇に避難してください。
- 避難所に移動する場合は、足元に十分気をつけてください。
- 避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合い、早目に避難してください。
- テレビやラジオで気象や災害などの情報を確認しましょう。
雨の降り方には十分注意し、危険を感じたら、早目に避難してください。

【 避難指示（緊急）の伝達文 】

こちらは、岩見沢市災害対策本部です。

- ○○川の水位がさらに上昇し、はん濫の危険性が非常に高くなっています。
このため、○○時△△分に、□□地域の○○地区に、避難指示（緊急）を発令しました。
□□地域の対象地区の方は、直ちに避難所の◇◇◇に避難してください。
- 避難所に移動する場合は、足元に十分気をつけてください。
- 避難所に移動する時間のない場合、あるいは外が危険な状況の場合は、無理に移動せず、自宅の2階など高い場所に避難してください。
- ※ ○○川の水があふれ、□□地域では浸水が始まっています。
現在、**の道路は通行止めとなっています。

【 避難勧告等の解除の伝達文 】

こちらは、岩見沢市災害対策本部です。

- □□地域に出していた〔避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）〕は、大雨警報が解除されたため（○○川の水位が下がったため、災害の危険性がなくなったため）、○○時△△分に解除しました。

【資料1】 防災気象情報（水害関係）

（1）気象情報の種類と発表基準

札幌管区気象台から発表される注意報、警報、特別警報のうち、水害に関するものは次のとおりです。

区分	種類	発表の基準
注意報	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 <ul style="list-style-type: none"> 雨量基準 平坦地 3時間雨量 50mm 平坦地以外 1時間雨量 30mm 土壌雨量指数基準 85
	洪水注意報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 <ul style="list-style-type: none"> 流域雨量指数基準 旧美唄川流域 10 幌向川流域 12
	強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 <ul style="list-style-type: none"> 平均風速が12m/s
警報	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒を呼びかけるため「大雨警報（浸水害）」という名称で発表される。 <ul style="list-style-type: none"> 雨量基準 平坦地 3時間雨量 80mm 平坦地以外 1時間雨量 50mm 土壌雨量指数基準 129
	洪水警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 <ul style="list-style-type: none"> 流域雨量指数基準 旧美唄川流域 13 幌向川流域 15
	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 <ul style="list-style-type: none"> 平均風速が18m/s
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。 警戒を呼びかけるため「大雨特別警報（浸水害）」という名称で発表される。 <ul style="list-style-type: none"> 本市の目安となる基準値 ①48時間降水量 205mm 土壌雨量指数 155 ②3時間降水量 90mm 土壌雨量指数 147
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合に発表される。 <ul style="list-style-type: none"> 中心気圧930hpa以下、又は最大風速50m/s以上
記録的短時間大雨情報		大雨警報（浸水害）が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。 <ul style="list-style-type: none"> 空知地方 1時間雨量 100mm

(2) 水位に関する情報

項目	説明	発表間隔	主な提供サイト
テレメータ水位	国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	川の防災情報 (http://www.river.go.jp/)

(3) 水害に関する情報

項目	説明	主な提供サイト
指定河川洪水予報	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	気象庁ホームページ (http://www.jma.go.jp/) 川の防災情報 (http://www.river.go.jp/)
ハザードマップ	岩見沢市洪水ハザードマップ、岩見沢市中小河川ハザードマップで、市内に流れる河川（石狩川・幾春別川・夕張川・幌向川・利根別川・南利根別川・東利根別川・ポントネ川・ダルミ川・旧美唄川・清真布川・加茂川・最上川）の浸水想定区域が確認できます。 国土交通省ハザードマップポータルサイトで、WEB図面上で浸水想定区域等の情報を確認できます。	岩見沢市ホームページ 防災について/ ハザードマップ編 (http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/index.php/menu-list-citizen?item=1500404) 国土交通省ハザードマップポータルサイト (http://disaportal.gsi.go.jp/)